



県章

# 山形県公報

平成26年5月30日（金）

第2549号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（地域福祉推進課）…630
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…631
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…632
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課）…634
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…635
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 土地区画整理組合の解散の認可……………（都市計画課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………636
- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…同

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………637

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………640
- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則…641

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 平成26年度山形県家畜（牛）人工授精講習会の実施……………（畜産振興課）…642
- 平成26年度山形県家畜（牛）人工授精講習会修業試験の実施……………（同）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…同
- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）…646

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（ 同 ） ……647
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（鶴岡病院） ……同

**告 示**

**山形県告示第540号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 居宅介護支援センターふれあい  
 鶴岡市西新斎町14番26号

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
在宅介護支援センターふれあい	居宅介護支援センターふれあい	平成21. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 居宅介護支援センターおおやま  
 鶴岡市大山三丁目34番1号

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
在宅介護支援センターおおやま	居宅介護支援センターおおやま	平成21. 4. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 なえづ居宅介護支援センター  
 鶴岡市ほなみ町3番1号

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
なえづ在宅介護支援センター	なえづ居宅介護支援センター	平成21. 4. 1

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 とようら居宅介護支援センター  
 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
とようら在宅介護支援センター	とようら居宅介護支援センター	平成21. 4. 1

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 居宅介護支援センターたかだて  
 鶴岡市友江町23番14号  
 (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
介護プランセンターたかだて	居宅介護支援センターたかだて	平成21. 4. 1

- 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 くしびき居宅介護支援センター  
 鶴岡市上山添字成田21番地9  
 (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
くしびき在宅介護支援センター	くしびき居宅介護支援センター	平成21. 4. 1

- 7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 居宅介護支援センター愛寿園  
 鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12  
 (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
温海支援センター愛寿園	居宅介護支援センター愛寿園	平成21. 4. 1

**山形県告示第541号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
龍華堂はり・きゅう院	會 田 哲	山形市城西町二丁目8番28-5号	平成26. 5. 8

**山形県告示第542号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公 立 高 島 病 院	東置賜郡高島町大字高島386番地	平成26年6月28日から 平成29年6月27日まで

**山形県告示第543号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成26年5月22日次のとおり通知があった。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成26年6月3日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

同

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鐘31番地3

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	鶴岡市民田字代家田100番1号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同
社会福祉法人山形虹の会 デイサービスかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同 民田字代家田99番1号
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同
医療法人健友会 訪問看護ステーションかがやき	酒田市中町三丁目3番18号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同
医療法人健友会 のぞみ診療所	同 中町三丁目4番12号
医療法人健友会 本間病院	同 中町三丁目5番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同 あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院酒田医療センター	同 千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同 東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	同 桜町7番44号
医療法人社団松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同 旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会 至誠堂ホームヘルパーステーション	同
医療法人社団松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同
医療法人社団松柏会 わかばクリニック	同

医療法人社団松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会 適合高齢者専用賃貸住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番5号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会 上山病院		上山市金谷字下河原1370番地

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年5月30日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 1 路線名     | 山形白鷹線                              |
| 2 供用開始の区間 | 山形市大字門伝字裏山2977番1から<br>同 前坂2926番5まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成26年5月30日                         |

## 山形県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年5月30日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 1 路線名     | 赤湯停車場線                             |
| 2 供用開始の区間 | 南陽市二色根字上氷堂7番5から<br>同 赤湯字馬町北948番1まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成26年5月30日                         |

**山形県告示第546号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市全域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年4月15日から平成27年3月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（写真地図作成）

**山形県告示第547号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市道形町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年4月18日から同年5月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（公共基準点設置作業）

**山形県告示第548号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
東根市神町北部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東根市神町東一丁目2番1号
- 3 解散の事由  
事業の完成
- 4 解散認可の年月日  
平成26年5月30日

**山形県告示第549号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年5月13日 指令置総建第11号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第三工区  
東置賜郡高畠町大字泉岡字五輪前787番3の一部、788番3の一部、788番4の一部、790番3の一部、793番の5の一部、802番3の一部、802番6の一部、802番7、802番8の一部、803番1の一部、803番5の一部、848番22の一部、848番23の一部、848番24の一部、848番25の一部、848番26の一部、848番30の一部  
東置賜郡高畠町大字相森字村南555番2の一部、560番の一部、562番2の一部、564番2、586番2、587番、

- 588番 2、590番 2、591番 2 の一部、592番 2 の一部、602番 2 の一部、603番 5 の一部、604番 2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡高島町大字高島436番地  
高島町長 寒河江 信

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第14号

##### 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年 4月県教育委員会規則第 5号）の一部を次のように改正する。  
第17条中「教育次長」を「理事及び教育次長」に改める。

第19条の表中

教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。
------	---

を

理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年 6月 1日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第15号

##### 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 1号中「教育次長」を「理事、教育次長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年 6月 1日から施行する。



訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年5月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「教育長」を「教育長、理事」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

山形県公安委員会規則第3号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第7項から第9項までの規定中「終了証書」を「終了証明書」に改め、同条第14項中「第15項」を「次項」に改める。

別表第1中「取消処分者講習終了証書再交付申請書」を「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」に改める。

別記様式第29号の2を次のように改める。

様式第29号の2（第31条関係）

取 消 処 分 者 講 習 受 講 申 出 書  <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> 山 形 県 公 安 委 員 会 殿																
氏名・生年月日			年 月 日 生													
住 所																
免許欠格期間満了の日			年 月 日													
取消等前に取得していた 免 許 の 種 類			大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 二
交 付 公 安 委 員 会			公 安 委 員 会													
希 望 す る 講 習 の 車 種			四 輪 ・ 二 輪 ・ 原 付													
※ 講 習 日			年 月 日													
※ 講 習 場 所																
県 証 紙 ち ょ う 付 欄																

- 備考 1 氏名、生年月日、住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。  
 2 申請者は※印の欄は記載しないこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 別記様式第31号の3及び別記様式第31号の4を次のように改める。

様式第31号の3（第31条関係）

<p>第 号</p>	<p>写 真 ちょう付</p> <p style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">押出し スタンプ</p>
<p>取 消 処 分 者 講 習 終 了 証 明 書</p>	
<p>住 所 氏 名 生年月日</p>	
<p>上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項 第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日 山 形 県 公 安 委 員 会 印</p>	

備考 1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の4（第31条関係）

<p>取 消 処 分 者 講 習 終 了 証 明 書 再 交 付 申 請 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>山 形 県 公 安 委 員 会 殿</p>	
氏名・生年月日	年 月 日 生
住 所	
再交付を申請する理由	
受講日・受講場所	年 月 日

備考 1 氏名、生年月日、住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第31条の8備考第1項中「社団法人山形県指定自動車教習所協会」を「一般社団法人山形県指定自動車教習所協会」に改める。

附則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表第1行政職給料表適用職の教育委員会の教育庁本庁の項職級1の欄中「」を「」に改める。

附則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表第1のイの表9級の項標準的な職務の欄に次の1項を加える。

5 教育庁の理事の職務

別表第10中「

教育委員会	教育庁	教育次長	1種
-------	-----	------	----

」を

「

教育委員会	教育庁	理事	特1種
		教育次長	1種

」に改める。

附則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第10条第1項中「、当該」を「、必要に応じて、当該」に、「送付しなければならない」を「送付するものとす」に改める。

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤務時間報告書に係る電磁的記録及び前項に規定する職員別給与簿に係る電磁的記録については、職員の給与等の手続を行う電子情報処理組織への保存をもって第3条第1項の規定による給与簿の備え付け及び同条第3項の規定による給与簿の保存に代えることができる。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

別表教育庁本庁の項職の欄中「教育長」を「教育長、理事」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 一步
  - (2) 代表者の氏名  
渡部 新一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市青柳町42番32号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らす発達障害者等、並びにその家族及びその関係者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業等を行い、発達障害者等の社会的自立と成長、そして地域の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 食の玉手箱
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 憲三
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町遊佐字堅田26番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、保育園児から高齢者に対する食育に関する事業を行い、食生活の改善及び健康増進に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年7月7日（月）から同年8月4日（月）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 対象となる家畜の種類

牛

3 受講手続

受講願書を平成26年6月13日（金）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による平成26年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年8月5日（火）から同月7日（木）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 受験手続

受験願書を平成26年8月4日（月）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営鈴川第二アパート2号	山形市鈴川町三丁目18-51	3K	44.4	1	一般用	12,300	14,300	16,300	18,000	18,000	18,000	3月分の家賃に相当する額
同 3号	同 17-25	同	44.4	2	同	12,100	14,000	16,000	18,100	18,600	18,600	
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	18,600	18,600	
同 桜町アパート2号	同 桜町四丁目12-20	3DK	64.2	1	同	21,000	24,300	27,800	31,300	35,800	41,300	
同 宮町アパート1号	同 宮町二丁目8-23	同	66.5	1	同	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	41,400	
同 あたごアパ一ト	同 小白川町五丁目27-15	3LDK	71.9	2	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700	
同 土屋倉アパ一ト2号	同 土屋倉美咲町二丁目3	3DK	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900	
同 鷲ヶ袋アパ一ト1号	同 鷲ヶ袋二丁目7-1	同	54.6	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,200	
同 長清水アパ一ト9号	同 長清水一丁目10-19	同	70.1	1	同	22,600	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300	
同 日光アパ一ト2号	同 日光北久野本四丁目14-2	同	62.9	1	同	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	
同 4号	同	同	62.9	1	同	22,200	25,600	29,300	33,000	37,800	43,600	
同 長岡アパ一ト2号	同 長岡中里一丁目2-2	同	75.9	1	同	27,400	31,600	36,200	40,800	46,600	53,800	
同 天童駅西アパ一ト1号	同 天童駅西二丁目2-27	同	64.2	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800	
同 天童南部アパ一ト2号	同 天童南部南町三丁目18-2	3LDK	79.9	2	同	29,100	33,600	38,500	43,400	49,600	57,200	

同 4号	同 18-4	同	79.9	3	同	29,500	34,000	38,900	43,900	50,200	57,900
同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	3DK	62.6	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500
同 谷地アパー ト2号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	71.1	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田字藤田 原264-3	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500
同 東根中央ア パート3号	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	19,400	22,400	25,600	28,800	33,000	38,000
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,200
同 楯岡中町ア パート	同 中町 5-1	同	63.7	1	同	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,700
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,600	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600
同 尾花沢アパ ート	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年6月4日から同月10日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成26年8月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般撮影装置及びFPD-DRシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年5月30日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
- (2) 日時 平成26年7月14日（月） 午前11時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 一般撮影装置及びFPD-DRシステム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年9月19日（金）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の

2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年6月26日（木）午後3時までに契約に関する事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased: Radiographic X-ray Equipment and Flat Panel Detector-Digital Radiography System Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 11:00 AM, July 14, 2014

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakabacho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年5月30日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県立新庄病院総合医療情報システムのシステム保守、システム監視及び運用支援業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立新庄病院総務課情報企画係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525

3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月26日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

5 随意契約に係る契約金額 75,754,798円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年5月30日

山形県立鶴岡病院長 神 田 秀 人

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 423,000リットル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立鶴岡病院総務課経営課施設用度係 鶴岡市高坂字堰下28番地 電話番号0235(22)2690

- 3 落札者を決定した日 平成26年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸輝石油株式会社 酒田市松美町1番3号
- 5 落札金額 98.28円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年1月24日